

令和2年度

県の施策・制度・予算に関する要望

令和元年8月26日

神奈川県市長会

## 神奈川県市長会役員等名簿

役職名	氏名		備考
会長	厚木市長	小林常良	総務部会長
副会長	小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（財政）
	大和市長	大木哲	全国市長会評議員（行政）
	三浦市長	吉田英男	全国市長会理事（経済）
顧問	横浜市市長	林文子	
	川崎市市長	福田紀彦	全国市長会理事（行政）
	相模原市長	本村賢太郎	
相談役	海老名市長	内野優	全国市長会相談役（行政）
常任理事	座間市長	遠藤三紀夫	全国市長会理事（財政）
	鎌倉市長	松尾崇	全国市長会関東支部理事
	平塚市長	落合克宏	全国市長会評議員（社文）
	南足柄市長	加藤修平	全国市長会評議員（経済）
	藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
理事	横須賀市長	上地克明	経済部会長
	秦野市長	高橋昌和	社会文教部会長
	茅ヶ崎市長	佐藤光	
	逗子市長	桐ヶ谷覚	
監事	伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
	綾瀬市長	古塩政由	財政部会長
常務理事	事務局長	山口正志	

## 要望にあたって

県内の都市行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで緩やかな回復基調が続いてきましたが、中国経済の減速や、米国と各国との通商問題の動向が世界経済に与える影響などにより、先行きが懸念されております。

こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、到来した人口減少社会に対応して暮らしに直結する喫緊で多様な課題に迅速に取り組み、着実にその対策を推進していかなければなりません。

この要望書は、県内各市の施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、県における令和2年度の制度設計や予算編成等へ反映していただくことを目的として、県内各市の要望をとりまとめたもので、いずれも各市にとって重要な事項です。

各市はそれぞれの創意工夫により特色あるまちづくりを進めるとともに、広範な行政サービスの安定的な提供に取り組んでおります。しかしながら、我々都市自治体の力だけでは解決できない課題が少なくないことも事実であり、その解決には、県及び国による制度の改革や支援が必要です。

県におかれましても、「かながわグランドデザイン」の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現に向け、令和元年度から「第3期実施計画」をスタートされたところでありますが、同じ神奈川を舞台とする県政及び市政の更なる発展のため、各市の実情にご理解を賜り、一層のご支援をお願い申し上げます。

令和元年8月26日

神奈川県市長会 会長

市長 小林 常良

## 目 次

### 重点要望事項

- 1 地震防災対策の充実強化 ..... 1
  - ・地震防災対策の支援体制の拡充
  - ・津波対策の強化
  
- 2 都市税財源の充実強化 ..... 2
  - ・都市税財源の充実確保
  - ・国庫補助負担金等の充実
  - ・新たな公債費負担軽減対策制度の創設
  - ・普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設
  
- 3 社会福祉施策の充実 ..... 4
  - ・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃
  - ・重度障害者医療費助成制度の充実
  
- 4 地域保健医療対策の充実 ..... 5
  - ・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持
  - ・医療従事者の養成・確保に対する支援
  - ・小児医療費助成制度の創設
  - ・小児医療費助成制度の充実
  
- 5 保育施策の充実 ..... 7
  - ・保育士の確保及び養成
  - ・幼児教育無償化に対する財政支援
  
- 6 教育行政の充実 ..... 8
  - ・教員数配置の充実強化
  - ・特別支援教育の教職員配置等の充実強化
  - ・不登校等の学校不適応対策
  - ・県費学校栄養職員の配置基準見直し

<b>7</b>	<b>都市環境行政の推進</b> .....	<b>10</b>
	・ 廃棄物処理対策	
	・ 有価物等の取扱者への規制・指導	
<b>8</b>	<b>都市基盤の整備</b> .....	<b>12</b>
	・ 道路の整備	
	・ 河川・海岸の整備	
	・ 急傾斜地崩壊対策の推進	
	・ インフラ整備に係る国庫補助の確保	
	・ バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	

## 要望事項

### 【安全・安心】

- 1 地域防災力・災害対策の強化…………… 15
- 2 治安対策の強化…………… 15

### 【地方行財政】

- 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度…………… 16
- 4 地方消費者行政の充実強化…………… 16
- 5 都市財政充実強化のための県補助金の是正…………… 16

### 【都市振興】

- 6 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進…………… 17

### 【子育て・健康・福祉】

- 7 子育て環境・児童福祉施策の充実…………… 18
- 8 保健・医療施策の充実…………… 19
- 9 国民健康保険制度の充実…………… 20
- 10 介護保険制度の充実…………… 20
- 11 高齢者福祉施策の充実…………… 21
- 12 障害者福祉施策の充実…………… 21
- 13 生活困窮者対策の充実…………… 22
- 14 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し…………… 23

### 【教育・文化】

- 15 学校教育の充実強化…………… 24
- 16 文化財の保護…………… 25

### 【環境・エネルギー】

- 17 廃棄物処理対策…………… 26
- 18 再生可能エネルギーの普及促進…………… 26
- 19 鳥獣被害対策の推進…………… 26

**【基地対策】**

20 基地対策の促進 ..... 28

**【まちづくり・産業】**

21 社会資本の整備推進 ..... 29

22 まちづくり推進 ..... 30

23 都市公園等の整備 ..... 32

24 道路の整備 ..... 32

25 都市交通施策の推進 ..... 35

26 河川・海岸の整備 ..... 36

27 漁港等の整備 ..... 37

# 重点要望事項

## 凡 例

**新規**…今年度新規のもの

**一部新規**…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

## 1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27 市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13 市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成 27 年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

### 1 地震防災対策の支援体制の拡充 一部新規

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第 1 次緊急輸送道路に加え、第 2 次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化石業費補助金について、令和 2 年度以降も補助を継続するとともに、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費及び昭和 56 年 5 月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。また、消防の広域化を推進するうえで、消防指令システムの改修など多額な初期投資費用が必要となるため、補助金総額についても増額すること。

### 2 津波対策の強化 一部新規

- (1) 津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。
- (2) 新たな津波浸水想定を踏まえた津波避難施設の指定のため、できるだけ速やかな基準水位の公表をすること。また、構造要件に係る新基準の検証に対しては財政的・技術的支援を行うこと。

## 2 都市税財源の充実強化

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方など、都市税財源の拡充や国庫補助負担金の実態に即した改善による都市自治体の超過負担の解消などが求められています。

ついては、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

### 1 都市税財源の充実確保 一部新規

- (1) 平成 26 年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率 10%段階において更に拡大する見込みであり、地方分権改革の流れに逆行するものであり、真の分権型社会の実現の趣旨にも反していることから、速やかに撤廃し、法人住民税へ還元するよう国に働きかけること。
- (2) 消費税率の引き上げに伴い施行される法人住民税の税率引き下げによる減収分が、普通交付税不交付団体にも確実に措置される制度設計を行うよう国に働きかけること。
- (3) 法人事業税の一部を交付金として都道府県から市町村へ交付し、法人住民税を補てんすることとなっているが、法人住民税の税率引き下げにより市町村税収の減収が見込まれることから、都道府県に譲与される特別法人事業譲与税の一部を用いて減収される見込みの市町村の支援をすること。
- (4) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。
- (5) ゴルフ場利用税については、税収の 7 割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。
- (6) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

- (7) ふるさと納税制度において、ワンストップ特例制度については、国が負担すべき所得税控除分まで地方公共団体の個人住民税控除により負担する制度となっており、国と地方の税負担の公平性を阻害していることから、本来の国負担に是正するよう国に働きかけること。
- (8) 超高齢化・人口減少などの急激な社会環境の変化に緊急に対応するべく、地域の様々な公共的活動への支援や交通不便地域の住民の交通手段の確保といった、既存の財政制度の枠組みでは十分対応しきれない財政需要を満たすため、都市自治体の基幹税の確保や財政調整制度の充実強化を図るとともに、連帯して経費を賄う「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保の取組が進むよう、国に働きかけること。

## 2 国庫補助負担金等の充実 一部新規

- (1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。
- (2) 社会資本整備総合交付金について、国の施策であるコンパクトシティ推進等に寄与する市街地再開発事業に関して、円滑な事業執行を図るため、引き続き、十分な予算を確保するよう国に働きかけること。
- (3) 自治体の財政負担解消のため、消防防災施設整備費補助金の配分方針について、実態に即した見直しをするよう国に働きかけること。

## 3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

## 4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられ、さらに臨時財政対策債の借り入れができなくなるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮している。不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

### 3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成 30 年度から未就学児までを対象とする医療費助成は減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

#### 2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の 1 級の入院及び療育手帳 B 1 の方まで拡大すること。
- (2) 重度の身体・知的障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

#### 4 地域保健医療対策の充実

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

##### 1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持 一部新規

- (1) 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働けるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。
- (3) 軽症から急性期までの様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、総合的な救急医療体制の整備・充実を地域医療介護総合確保基金を活用するなどして積極的に対応するとともに、実効性のある施策と十分な財政措置を講じるよう国に働きかけかけること。

また、同一の二次保健医療圏内における救急体制に格差が生じないように対策を講じるとともに、救急医療体制における広域体制の充実を図るよう対策を講じること。

##### 2 医療従事者の養成・確保に対する支援 一部新規

- (1) 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師等の医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう国に働きかけること。

- (2) 医師が不足する地域の病院等に対し、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対応を図ること。
- (3) 県は、深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じるとともに、県立足柄上病院を含む県立病院における医師の確保等の医療体制の充実を図ること。
- (4) 産科医が不足している地域の危機的状況を改善するため、質の高い効率的な保健医療体制整備の施策として、県内医科大学の地域枠拡充や医師等修学資金の拡充を図るなど、診療科や地域における医師の偏在解消に取り組むこと。

### 3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

### 4 小児医療費助成制度の充実 一部新規

- (1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。
- (2) 対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。
- (3) 所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すとともに、小・中学生の入院に係る現物給付分を補助対象とすること。

## 5 保育施策の充実

少子・高齢社会が進展し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっております。

こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育無償化を実施することとしておりますが、子育て環境の一定の改善が見込まれる一方で、保育需要の増大も見込まれるところです。

他方、各自治体におきましては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、保育士確保等の課題に直面しております。

については、子育て環境の充実を図るため、次の事項について要望します。

### 1 保育士の確保及び養成

- (1) 今後も見込まれる保育士不足の解消のため、保育士の人材確保策、処遇改善に向けた取組等、保育士数の増加策を早急に講じるよう国に働きかけること。
- (2) 県においては、自治体間の格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の保育士の処遇改善のため、責任を持った取組を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県域内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

### 2 幼児教育無償化に対する財政支援 一部新規

- (1) 幼児教育・保育の無償化に向け、新たに補助対象を拡大する部分や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、初年度に限らず国が責任を持ってすべての財源を確保するよう国に働きかけること。
- (2) 保育の無償化が実施されることに伴い、新たな保育需要が喚起されることから、保育所整備への補助金等の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施するよう国に働きかけること。

## 6 教育行政の充実

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。さまざまな課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、小学校での外国語教科化や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

### 1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化や少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても35人学級の維持・拡大に取り組むこと。
- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。
- (3) 学級数、児童・生徒数が多く、特に課題を抱えている学校においては、教頭の業務負担が大きく、深刻な課題となっている。多様化する課題に適切に対応するため、教頭の複数配置など、人員体制の拡充を図ること。
- (4) 令和2年度から全面実施となる小学校の外国語教科化に向け、専科教員の加配措置の充実について国に働きかけること。

### 2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チ

ームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

- (2) 特別支援学級において、医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全を確保するための看護師等の配置に対する財政措置の拡充について、国に働きかけること。

### 3 不登校等の学校不適応対策

- (1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。
- (2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

### 4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を 550 人未満の学校でも 1 人を配置するよう標準法の基準を見直すこと。また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

## 7 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。さらに、平成30年3月に改定された災害廃棄物対策指針においては、近年頻発する大規模地震等の災害に備え、国、都道府県、市区町村の役割が明確化され、災害廃棄物の受入施設の増強や組織体制の強化などが急務となっています。

また、現在の家電リサイクル法に基づく費用負担の仕組みでは、家電製品の不法投棄が後を絶たず、処理を行う自治体の負担となっています。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

### 1 廃棄物処理対策 一部新規

- (1) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。
- (2) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、ごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。
- (3) 循環型社会の構築及び不法投棄を未然に防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

### 2 有価物等の取扱者への規制・指導

再生業者の保管庫等において高く積まれた鉄くず等の火災や倒壊事故が発生し、周辺住民に不安を与えている。鉄くず等のうち有害使用済機器については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、適正に保管するよう規制や指導が行わ

れることとなったが、火災及び倒壊事故の原因となった金属スクラップ等は有価物であることから、法規制の対象外となっている。このため、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物についても、取り扱う事業者に対し、広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

## 8 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

### 1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。

また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びETCの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。

【小田原、三浦、秦野、厚木、伊勢原、大和、横須賀、逗子、茅ヶ崎、座間、綾瀬、海老名、南足柄、鎌倉、平塚、藤沢】

### 2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。

【茅ヶ崎、大和、綾瀬、海老名、小田原、南足柄、座間、厚木、平塚、鎌倉、藤沢、伊勢原】

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。

【平塚、茅ヶ崎、逗子、鎌倉、横須賀】

### 3 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、復興特別税の活用により、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

【横須賀、三浦、鎌倉、平塚、小田原、逗子】

#### 4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。

【三浦、伊勢原、平塚、鎌倉、海老名】

#### 5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、伊勢原、茅ヶ崎、厚木】



# 要 望 事 項

## 凡 例

**新規**…今年度新規のもの

**一部新規**…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

## 【安全・安心】

### 1 地域防災力・災害対策の強化

#### 1 地震防災対策の支援体制の拡充

国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体においても、地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件を緩和すること。

#### 2 津波対策の強化

津波対策として、国道 134 号線下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

### 2 治安対策の強化

#### 1 防犯カメラ設置事業への補助制度の継続

地域における防犯力の更なる拡充を図るため、神奈川県地域防犯力強化支援事業補助金の交付について令和 2 年度以降も継続するとともに、防犯カメラの補助対象台数を拡大すること。

#### 2 さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定の強化

さがみ野駅北側地域について、パトカーや交番勤務員により、パトロールの頻度を増やすなど、さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定に基づく警備体制を更に拡充すること。

#### 3 交番の充実強化 **新規**

都市化の進展による交通事故や犯罪の増加に対する社会的な諸施策を講じ、社会秩序の維持徹底のため、地域の実情に応じた防犯対策等の拠点となる新たな交番の設置及び駐在所の交番への転換をすること。

### 3 社会保障・税番号（マイナンバー）制度

#### コンビニ交付サービス導入に係る地方財政措置の延長

マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードの普及促進、市民の利便性向上及びより効果的で効率的な行政サービスの提供に資するものであるため、導入に係る財政措置期限を延長するよう国に働きかけること。

### 4 地方消費者行政の充実強化

#### 1 地方消費者行政推進に対する支援 一部新規

- (1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。
- (2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を継続すること。

### 5 都市財政充実強化のための県補助金の是正

#### 都市財政充実強化のための県補助金の是正

県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行されると、市町村の計画的な財政運営を阻害する恐れがあるため、県、市町村の役割と費用負担の見直しを行うに当たっては、市町村と十分な調整を行い、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

## 6 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

### 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進 一部新規

三浦半島地域の魅力を生かし、観光誘客や定住人口の増加につなげるため、大規模スポーツ大会や海の活性化イベントへの支援など、三浦半島地域を一体として地域活性化を図る「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を継続、加速、定着させること。また、県はプロジェクトの各取組を主体的かつ積極的に推進するとともに、市町が主体となって実施する取組に対しては財政支援を行うこと。

## 7 子育て環境・児童福祉施策の充実

### 1 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

- (1) 国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。
- (2) 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分のうち、国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

### 2 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

### 3 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

### 4 児童養護施設退所者に対する支援の充実

児童養護施設退所者の社会的自立に向けて、自立援助ホーム及び自立援助ホーム退所後に地域生活へ移行するためのステップハウスの開設促進等、住宅確保支援のための支援を充実すること。

### 5 保育緊急対策事業費補助制度に係る事業の継続

保育緊急対策事業費補助制度のうち、低年齢児受入対策緊急支援事業や地域型保育事業連携対策緊急支援事業について、継続的な補助を行うこと。

### 6 建物質借料に係る公定価格上の取扱 **新規**

土地を借用し、建物を自己所有して運営する保育所等に対し、土地の賃借料に係る公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。

### 7 自主保育に対する補助制度の創設 **新規**

地域の特色を生かした多様な子育て支援を図るため、施設に通わず保護者や支援者が身近な自然の中で保育を行う自主保育の運営に対し、県において補助制度を創

設するとともに、国にも働きかけること。

## 8 幼児教育類似施設への補助の充実 **新規**

令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

## 9 私立幼稚園等特別支援教育費補助金の見直し **新規**

県の私立幼稚園等特別支援教育費補助金について、いわゆる「グレーゾーン」の児童についても補助対象を拡充するとともに、各市町村で実施している障害児等の特別な支援が必要とされる児童に係る私立幼稚園等への補助事業の対象要件が異なっていることから、公正、公平の観点から県が全額負担とするよう見直すこと。

## 10 児童相談所の体制強化 **新規**

児童相談所と市町村が連携して対応する児童虐待等に対し、児童相談所から市町村への助言・情報共有等の連携強化と児童相談所の人員配置による体制強化を図ること。

# 8 保健・医療施策の充実

## 1 新生児聴覚検査に対する支援

- (1) 新生児聴覚検査について、県内すべての分娩取扱機関において実施するよう積極的な周知啓発をすること。
- (2) 検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財源措置を講じるよう国に働きかけること。

## 2 不妊及び不育症治療助成制度の充実 **一部新規**

- (1) 一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するよう国に働きかけること。
- (2) 県においても、一般不妊及び不育症治療を新たに支援の対象とするよう特定治療支援事業の拡大を図るとともに、併せて独自の助成制度を創設すること。
- (3) 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図ること。

### 3 在宅医療体制の構築に向けた支援 新規

- (1) 地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養における訪問診療医の役割が不可欠であることから、在宅療養を担う人材の確保及び育成、多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じること。
- (2) 現在の訪問診療を行う診療所及び在宅療養支援診療所の設置状況は地域偏在が大きいことから、神奈川県保健医療計画に基づき整備を行う際は、地域間の偏りが無いよう配慮すること。

## 9 国民健康保険制度の充実

### 1 国民健康保険制度の財政基盤の強化 一部新規

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。
- (2) 出産育児一時金補助金の廃止にみられるように、保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないよう国に働きかけること。
- (3) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるように国に働きかけること。
- (4) 平成 30 年度制度改正により導入された納付金について、自治体の財政上の負担が過度に増えないよう、県においてもきめ細やかな配慮をすること。
- (5) 県が財政上の責任主体になったことを踏まえ、国民健康保険被保険者にとって、その仕組や負担について十分理解が得られるような制度の構築に努めること。

## 10 介護保険制度の充実

### 1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護給付費負担金の国庫負担を 25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

### 2 介護保険制度に対する財政支援等

- (1) 要介護認定や保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る市町村の財政負担が過重にならないように十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(2) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保については、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための諸施策の充実を図ること。

### 3 介護職員の確保及び処遇改善 一部新規

(1) 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等、介護職員の処遇改善の取組と、改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 介護人材の地域偏在が生じないように、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、介護人材と県内事業所とのマッチング事業を強化するなど、介護人材が確保できるよう取り組むこと。

### 4 介護保険料の軽減措置の実施

消費税率変更の動向に伴い予定されている低所得者への介護保険料の軽減措置を確実に実施し、その財源については、国の責任において負担するよう国に働きかけること。

### 5 生活援助従事者研修の実施 新規

介護従事者不足対策として「生活援助従事者研修」を県の事業として実施すること。

## 11 高齢者福祉施策の充実

### 老人福祉施設の整備に対する支援

神奈川県老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定運営を図るため、老人福祉施設の老朽化に伴う大規模修繕（改築）を補助対象とするよう拡充すること。

## 12 障害者福祉施策の充実

### 1 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統

合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1／2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

## 2 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

## 3 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

## 4 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

## 5 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、障害者・介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県においてもこの補助制度を創設すること。

## 6 障害者就労支援の充実 **新規**

障害者就労支援相談事業の充実のため、県の就労援助センターほか就労相談ができる支援機関の量的拡充の一環として、市の事業にも支援を行うよう積極的な支援体制の充実を図ること。

# 13 生活困窮者対策の充実

## 1 生活保護負担金の全額国庫負担化等

(1) 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

- (2) 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

## 2 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

- (1) 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。
- (2) 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

# 14 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

## 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

## 15 学校教育の充実強化

### 1 教員数配置の充実強化

- (1) 児童生徒の読書環境を整備し、読書活動の推進を図るため、学校図書館において学校司書を国費で配置すること。
- (2) 新学習指導要領の実施や教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保のため、指導方法工夫改善（少人数授業・IT）の加配定数を維持しつつ、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期実現し、教職員定数等の改善を確実に実施するとともに、市町村において定数維持のために負担している人件費を補助する制度を創設すること。
- (3) 通常級に在籍する配慮を要する児童・生徒への指導は、個々の児童・生徒の状況に即応し適切に対応することが必要であることから、非常勤講師等、担任教員を補佐する人的配置について必要な措置を講じること。

### 2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

### 3 特別支援教育の充実強化 一部新規

- (1) 児童・生徒の安全を確保し、教育内容を充実させるため、教員の加配基準を情緒障害児5名に対し担当教員2名の配置から、情緒障害児4名に対し担当教員2名の配置に引き下げることや教員の複数配置について必要な措置を行うこと。
- (2) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。
- (3) 個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間を増やすことについて必要な措置を講じること。
- (4) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。
- (5) 近年、いわゆる発達障がいと思われる児童・生徒が増加しているなかで、独自に対応を進める市町村に対しては、臨床心理士などの専門職員や専属の教員を追加で配置するなど、支援する体制を構築すること。

- (6) 全ての子どもが集団の中で安心して充実した学校生活を送れるよう、「みんなの教室」の充実に向けて、インクルーシブ教育推進非常勤職員の配置を継続すること。

#### 4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設

全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるに当たって課題となっている施設、設備などの初期整備費用の負担のうち、国の交付金対象外事業について、県独自の補助制度を創設すること。

## 16 文化財の保護

### 1 文化財の保護 一部新規

- (1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。
- (2) 市町村の指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為、埋蔵文化財の保管施設の設置等に係る費用及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

## 17 廃棄物処理対策

### 1 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

### 2 河川・海岸の環境保全

- (1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。
- (2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻し、令和2年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

## 18 再生可能エネルギーの普及促進

### 再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

## 19 鳥獣被害対策の推進

### 1 鳥獣被害対策の推進 一部新規

- (1) ニホンザルについては、西湘地域個体群であるH群について、管理困難な群れと判断し、群れ全体の捕獲を早急に許可すること。また、分派により広域的に影響の出る可能性がある群れについては、早急に実態調査をすること。
- (2) ニホンジカについては、各市町による捕獲だけでなく、生息状況等を把握された上で、県が中心となり地域に適した管理捕獲を積極的に実施すること。

- (3) アライグマ、タイワンリスの完全排除に向けて、県有地での継続的な捕獲を実施するとともに、タイワンリスの防除について、県全域における防除実施計画を策定すること。

## 20 基地対策の促進

### 1 基地の早期返還 一部新規

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

### 2 抜本的な騒音対策

- (1) 移駐完了により、騒音の少ない環境に改善されつつあるが、FCLPを含む激しい騒音が発生する運用を行わないよう国に働きかけること。
- (2) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、速やかに施設の確保を進め、よりきめ細やかな情報提供をするよう国に働きかけること。
- (3) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

### 3 基地問題に対する取組の強化

厚木基地の所在により、基地所在市では航空機騒音や事故への不安、街づくりの支障など様々な負担を強いられていることから、県は、基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。

## 21 社会資本の整備推進

### 1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援

子育て世代や高齢者にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクト・プラス・ネットワークを推進するほか、国公有財産の最適利用を図るため、国縣市等の庁舎機能の複合・集約化に対する支援制度を創設するよう国に働きかけること。【厚木、横須賀、伊勢原】

### 2 公共施設更新の支援 一部新規

(1) 公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用(改築費、除却費、修繕費など)に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用<sup>1</sup>の交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

【鎌倉、厚木、横須賀、茅ヶ崎、伊勢原】

(2) 下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割は大きく、道路陥没など災害防止の観点からも、社会資本整備総合交付金等により、国の支援が継続するよう国に働きかけること。また、従来の老朽化や地震対策に加え、雨水や地下水等の不明水の流入を防ぐ対策への支援拡充について、国に働きかけること。

【横須賀、小田原、平塚、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、逗子、三浦】

### 3 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金について、さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った交付金を決定するよう国に働きかけること。【厚木】

### 4 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化又は県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけ、実現に向けた制度的・財政的支援の体制を整えるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えるとともに中心的役割を担うこと。【三浦】

## 5 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率）を緩和するよう国に働きかけること。

【秦野】

## 6 一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進等への支援 新規

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件について補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。また、補助対象事業に維持管理や更新を加えること。【秦野】

## 7 液状化対策に関する社会資本整備総合交付金制度の交付要件の緩和 新規

社会資本整備総合交付金対象事業のうち、宅地耐震化推進事業の液状化対策に係る交付対象要件を緩和すること【厚木】

# 22 まちづくり推進

## 1 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進 新規

土砂災害特別区域について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。【逗子、平塚、鎌倉、小田原】

## 2 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

市街化区域編入等に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。

【海老名、南足柄】

## 3 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。【逗子、横須賀】

## 4 県有地を活用した伝統文化施設の整備

県民が日本の伝統文化として親しむ流鏝馬を常時公開できる施設として、県有地

を活用するとともに、設置に協力すること。【鎌倉】

## 5 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原】

## 6 道の駅整備に対する支援 一部新規

(仮称)綾瀬スマートインターチェンジを活用した地域の活性化を図るため、農業振興地域において、新たな拠点づくりとして道の駅の整備について、当該事業に係る交付金をより一層充実させること。【綾瀬】

## 7 都市環境整備の推進 一部新規

(1) 「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けたJR東日本との調整や村岡・深沢地区との一体的なまちづくりを進めるための土地区画整理事業及び都市計画手続きの円滑な履行について、財政的支援や体制づくりに主体的に取り組むこと。【鎌倉、藤沢】

(2) 深沢地区において「ウェルネス」なまちづくりの実現を図るため、県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策との連携・一体化を進めるとともに、県民の健康の増進や深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。

また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。【鎌倉】

## 8 広域的な緑地保全の推進 新規

(1) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務について、県による土地の買入れや市の財源負担の軽減など、国県市の適切な役割分担の考え方に沿った対応をすること。  
【鎌倉】

(2) 歴史的風土保存区域内の枢要な部分を構成する地域における特別保存地区の未指定の地域については、法の趣旨に沿った指定拡大を行うこと。【鎌倉】

(3) 市域を跨ぐ大規模緑地については、県が特別緑地保全地区として指定する又は土地の買入れを行う等、積極的に関与すること。【鎌倉】

(4) 地域制緑地の指定地の維持管理について、維持管理に係る所有者への補助制度を創設するとともに、市が行う樹林管理事業についても支援を行うこと。【鎌倉】

## 23 都市公園等の整備

### 県立おだわら諏訪の原公園の整備

県西地域の広域公園として、県民の潤いや安らぎ、健康増進など重要な役割が期待される県立おだわら諏訪の原公園について、県民のニーズに応え、地域の荒廃した農地や林地の再生による鳥獣被害を軽減するために、第2期・第3期事業区域を早期に事業化すること。【小田原】

## 24 道路の整備

### 1 国道等の早期事業化、整備 一部新規

- (1) 国道134号の交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保を図るとともに、災害時の緊急輸送道路としての更なる機能強化と電線地中化を推進すること。【三浦】
- (2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。  
【秦野、厚木、伊勢原】
- (3) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。  
【伊勢原】
- (4) 西湘バイパスの延伸整備の早期事業化を図ること。【小田原】
- (5) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。【大和】
- (6) 神奈川と静岡を結ぶ道路ネットワークの構築を図るべく、伊豆湘南道路構想について、国に働きかけること。【小田原】

### 2 県道等の早期事業化、整備 一部新規

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道26号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】
- (2) 県道24号（横須賀逗子）について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。  
【逗子】
- (3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。【三浦】

- (4) 県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。【三浦】
- (5) 都市計画道路「新国道線」のうち、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備すること。【茅ヶ崎】
- (6) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」の第 1 期事業区間の早期整備完了、供用開始をするとともに、全線の事業実施をすること。【座間】
- (7) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号以北区間を県道 42 号として早期に整備するとともに、関係行政機関による勉強会を積極的に開催すること。【綾瀬】
- (8) 県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、4 車線化に向けた整備を行うこと。また、特に深刻な渋滞が予想される県道 40 号の天台小学校入口交差点及び小園交差点については、右折レーン設置などの対策を実施すること。【綾瀬】
- (9) 県道 42 号（藤沢座間厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、歩行者の安全確保及びバリアフリーを促進するため、歩道の整備を行うこと。【綾瀬】
- (10) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、平成 31 年 2 月 15 日に都市計画決定されたことから、拡幅整備に向けた早期事業化と電線類の地中化を図ること。
- 【海老名】
- (11) 県道 407 号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。【海老名】
- (12) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施するとともに、電線類の地中化を図ること。【海老名】
- (13) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道 246 号交差点までの北伸整備に取り組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。【海老名】
- (14) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進を図ること。【小田原】
- (15) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の建設を早期実現すること。
- 【南足柄】
- (16) 県道 74 号（小田原山北）と県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。【南足柄】
- (17) 座間都市計画道路 3・3・2 号広野大塚線について早期に事業を実施すること。
- 【座間】
- (18) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた座間都市計画道路 3・4・5 号座間南林間線について、早期に事業化すること。【座間】

- (19) 県道 43 号(藤沢厚木)の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。また、元町交差点から厚木北公民館までの間で未整備となっている歩道について、早期に整備すること。【厚木】
- (20) 県道 42 号(藤沢座間厚木)について、第二期整備区間の早期完成に向けて整備を確実に推進すること。【厚木】
- (21) 県道 40 号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。また、小田急線踏切(大和1号)の改良をすること。【大和】
- (22) 県道 45 号(丸子中山茅ヶ崎)の事業認可区間の早期完成をすること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。【大和】
- (23) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道座間大和から都市計画道路国道 246 号線までの未着手区間について、早期事業化すること。【大和】
- (24) 県道 304 号(腰越大船)について、山崎跨線橋南交差点内道路の目違いを是正するとともに、山崎跨線橋への右折レーンを延長すること。また、歩道についても一律 2 m 程度の歩行環境に整備改善すること。【鎌倉】
- (25) 県道 23 号(原宿六ツ浦)の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市域部分の道路形状と同等の整備を早期に行うこと。【鎌倉】
- (26) 県道 50 号座間大和の整備完了区間以北から県道 51 号町田厚木との交差点(相武台団地入口)までの未整備区間について、「かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所位置付けるとともに、未設置箇所の整備を含めた慢性的な交通渋滞の解消に向けた整備促進を行うこと。【座間】
- (27) 県道 51 号の星の谷歩道橋から入谷 3 丁目 3946-2(コスモ相武台サニーサイド)までの間において、夜間の照明光量が不足しているため、照明灯を増設すること。【座間】

### 3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、地域生活の改善及び防災上の観点からも、重要な路線であることから、当地域のネットワークの構築とともに、引き続き路線全体の整備促進を図ること。【小田原】

### 4 橋梁の整備

「SS9 橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)を早期に整備すること。【海老名】

### 5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。また、利便性向上のため ETC を導入すること。【横須賀、逗子、三浦】

## 6 自転車通行帯の整備

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等を整備すること。【大和】

## 7 横断歩道等の路面規制標示の補修 新規

県公安委員会は、所管する横断歩道等の不鮮明な路面規制標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応すること。県は、補修に係る必要な予算措置をすること。【厚木、大和、鎌倉、茅ヶ崎】

# 25 都市交通施策の推進

## 1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。【厚木】

## 2 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金の確保

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保するとともに、近年の国の積極的な取組を鑑み、県補助金においても多様化する運行形態を広く補助対象とし、広域自治体としての役割を十分に発揮すること。【海老名】

## 3 コミュニティバスの運行支援 一部新規

交通不便地域の解消や高齢者等の外出機会の確保を目的とする市町村によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、事業者への委託や都市部において事業を行っている市町村についても国庫補助制度の対象となるよう国に働きかけるとともに、県においても補助制度の見直しを行うこと。

【大和、綾瀬、茅ヶ崎、厚木】

## 4 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、バスの公共車両優先システム（PTPS）導入を更に推進すること。【逗子、鎌倉、厚木】

## 5 ロードプライシングの推進 一部新規

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、E T Cの装着を義務化するなど、装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。【鎌倉】

## 26 河川・海岸の整備

### 1 河川の整備 一部新規

- (1) 平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を実施するとともに、平成 30 年 7 月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。【茅ヶ崎、藤沢】
- (2) 平成 26 年 6 月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても、安全対策に万全を期すこと。【大和、藤沢】
- (3) 近年の異常気象に伴う台風や局地的な大雨により、床上浸水や土砂崩れ等甚大な被害が発生している状況を踏まえ、さらなる被害を防ぐため、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を行うとともに、目久尻川、蓼川、引地川の河川改修を早期に進めること。【綾瀬、藤沢】
- (4) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、目久尻川の新たな河川改修をすること。【海老名】
- (5) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。【海老名】
- (6) 二級河川山王川の河川の整備を促進すること。【小田原】
- (7) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、継続的に河床を浚渫すること。【南足柄】
- (8) 「ひばりが丘排水区」の放流先となる引地川改修事業を促進すること。【座間】
- (9) 相模川三川合流点地区について、平成 30 年 7 月に策定された相模川水系相模川・中津川河川整備計画の河川環境の整備と保全に関する事項に基づき、低水護岸の整備を早期着手するとともに、河川敷での樹林化対策及び水辺に親しむ環境改善に向けた河原再生に取り組むこと。【厚木】

## 2 海岸等の保全 一部新規

- (1) 県管理地である柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて役に立たない竹簀柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。  
特に侵食の激しくサイクリングロードの崩落の危険性もある浜須賀海岸については、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。【茅ヶ崎】
- (2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取り組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。【逗子、鎌倉】
- (3) 海中ごみ等について、その実態を把握する調査を行うとともに、回収及びその適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対して海中ごみ削減に向けた取組の強化を働きかけること。【鎌倉】
- (4) 漁業関係者やNPO団体等が回収した海中ごみ等の保管、運搬・処分について、海岸漂着物等の処理に準じて、県と市が連携して対応すること。【鎌倉】

## 27 漁港等の整備

### 1 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した荷捌所、冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、6次経済の構築をめざした水産振興施策に必要な支援をすること。【三浦】
- (2) 県西3市9町約54万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業（新港西側地区）の完成に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。【小田原】

